



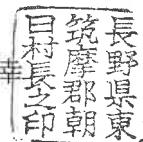
朝日村告示第 37 号

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)を確知できないため、法第 14 条 10 項の規定により次のとおり公告する。

令和 5 年 6 月 5 日

朝日村長

小林 弘幸



1 建築物の所在地 朝日村大字西洗馬 1232 番地 3

2 建築物の家屋番号等

(1) 家屋番号 1232 番 3

(2) 種類 居住

(3) 構造 木造セメント瓦葺平屋建

(4) 床面積 58.79 m²

3 所有者等が行うべき措置の内容 当該建築物の除却

4 3 の措置の期限 令和 5 年 7 月 4 日

5 朝日村長による措置

所有者等が 4 の期限までに 3 の措置を行わないときは、法第 14 条第 10 項の規定により村長又は村長が命じたもの若しくは委任した者(以下「村長等」という。)が、3 の措置を行う。

6 動産の取扱い

(1) 村長等が 3 の措置を行うときは、当該建築物及びその敷地に残置されている動産等を撤去し、処分する。

(2) 前項の動産等について権利等を主張する者は、4 の期限までに運び出し、又はそのものを指定して保管し、若しくは第三者に引き渡すよう、下記問合せ先に連絡すること。

7 問合せ先 朝日村建設環境課 電話 0263-99-4103